

駐輪場の附置義務制度の見直し素案について【概要版】

1 附置義務制度の見直しの目的

区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（以下「条例」という。）により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対して、駐輪場の設置を義務付ける制度（以下「附置義務制度という。）を設けています。

しかし、附置義務制度によって設けられた駐輪場（以下「附置義務駐輪場」という。）が有効に機能していない状況や対象外の共同住宅等の前に放置自転車が見られるなどの課題があったことから、本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、制度の見直しに必要となる条例の一部を改正します。

2 附置義務制度の見直しの概要

以下の改正により、使われやすい附置義務駐輪場を増やすことで、放置自転車対策を促進します。

①現行の指定用途に関する見直し
現行の指定用途については、整備台数基準が新宿区の実態と乖離していることから、実態に適合するように見直します。

②対象となる指定用途の追加
現行の制度では対象となっていない、ワンルーム形式規模を超える共同住宅や事務所系建物の前に放置自転車が多くみられることから、これらの建物を新たに対象にします。

③管理に関する届出等の追加
新たに附置義務駐輪場の管理者・管理方法の届出と案内板の設置を義務づけ、附置義務駐輪場の管理体制の強化と利用者の利便性の向上を図ります。

④地域特性を踏まえた新たな制度の導入
地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入します。

見直し項目	現在の基準			見直し後の基準		
①現行の指定用途に関する見直し	対象となる施設用途	対象となる施設規模	自転車等駐輪場の規模（原単位）	対象となる施設の用途	対象となる施設規模	自転車等駐輪場の規模（原単位）
	(1) 遊技場	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 （5000㎡を超える部分は30㎡ごとに1台）	(1) 遊技場	床面積の合計が300㎡を超えるもの	70㎡ごとに1台 （大規模逡減なし）
	(2) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台 （1200㎡を超える部分は60㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台）	(2) スーパーマーケット	床面積の合計が400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台 （1500㎡を超える部分は60㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台）
				(3) スーパーマーケット以外 の小売店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	100㎡ごとに1台 （1500㎡を超える部分には、300㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分には、600㎡ごとに1台）
				(4) 飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	40㎡ごとに1台 （1500㎡を超える部分は、120㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は、240㎡ごとに1台）
	(3) 金融機関	床面積の合計が500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台 （5000㎡を超える部分は50㎡ごとに1台）	(5) 金融機関	床面積の合計が500㎡を超えるもの	40㎡ごとに1台 （大規模逡減なし）
	(4) 健康増進施設	床面積の合計が500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台 （大規模逡減なし）	(6) 健康増進施設	床面積の合計が500㎡を超えるもの	400㎡ごとに1台 （大規模逡減なし）
	(5) 学習、教養施設	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 （大規模逡減なし）	(7) 学習、教養施設	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 （600㎡を超える部分は、300㎡ごとに1台）
混合用途施設	上記(1)～(5)の用途ごとに、対象となる施設規模以下の場合でも、上記の原単位で計算し、合計20台以上となった場合が対象		混合用途施設	上記(1)～(7)の用途ごとに、対象となる施設規模以下の場合でも、上記の原単位で計算し、合計20台以上となった場合が対象		
②対象となる指定用途の追加	共同住宅	なし （※参考：専用面積30㎡未満の住戸が10戸以上のワンルームマンションに対しては、新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例にて駐輪場設置の努力義務あり）	共同住宅	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸の総数が10戸以上	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸1戸ごとに1台	
	事務所	なし	事務所	床面積の合計が3000㎡を超えるもの	最低10台設置 3000㎡を超える部分は1000㎡ごとに1台	
③管理に関する届出等の追加	管理者の届出	なし	管理者の届出	設置届、変更届、完了届に管理者を記載		
	管理方法の届出	なし	管理方法の届出	届出時に管理方法の書類を提出		
	案内板の設置	なし	案内板の設置	案内板の設置を義務付け		
④地域特性を踏まえた新たな制度の導入	規定	なし	規定	地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入する		